



# 中小・小規模企業の課題の克服①

～資金調達、基礎経営力、経営指導・経営支援～

平成24年3月29日

“ちいさな企業” 未来会議

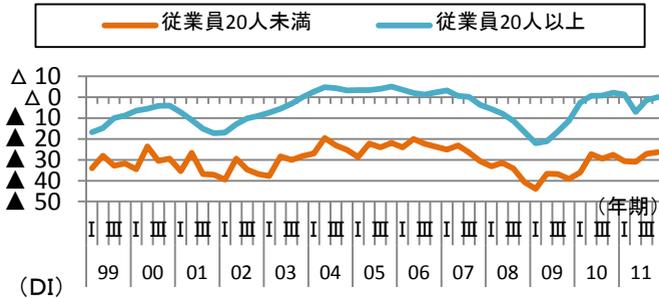
第1回ワーキンググループ

# 中小・小規模企業の課題の克服【資金調達】

## 資金調達をめぐる環境

○小規模企業の資金環境は依然として厳しい状況。

資金繰りDIの推移



(資料)株式会社日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査結果」  
(注)資金繰りDIは「好転」-「悪化」企業割合

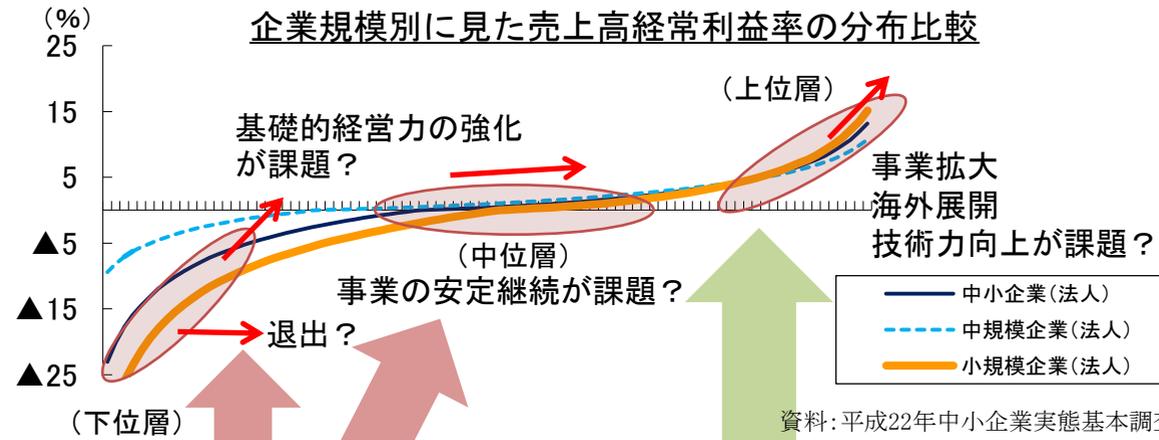
○中小企業円滑化法の期限を1年延長する法案(H25年3月まで)を今国会に提出。

○リーマンショック後、セーフティネット保証5号について原則全業種を指定。  
H22年度末保証残高 17兆7,150億円

※中小企業経営力強化支援法案を今国会に提出。経営支援の担い手の多様化・活性化を通じた支援機能を強化。

## 小規模企業の資金ニーズの多様性

○小規模企業は、経営状況や経営力は一様でなく、それぞれの実情に応じた多様な資金ニーズが存在。



資料:平成22年中小企業実態基本調査

**日々の安定的な運転資金等**  
地域経済に密着し、安定した現状の維持を目指す経営等

**成長に向けた資金等**  
新分野の開拓や、規模拡大を目指す成長指向型の経営等

それぞれの企業の段階、形態、指向に応じた様々な資金ニーズ

安定的な融資?  
(数百万円～数千万円?)

融資のみならず、出資・資本性資金?  
(数千万円～数億円?)

## 政策金融による資金調達

日本政策金融公庫の低利融資制度

	国民事業	中小事業
対象	小規模企業	中小企業
主な制度の貸付限度額	7千2百万円	7億2千万円
資金用途	設備及び運転資金	
貸付実績	2.8兆円	2.7兆円
平均貸付額	8百万円	123百万円

※貸付実績等は22年度の実績

### 〈事業者の声〉

- ・低利融資は、条件が厳しい。現在の融資条件は雇用維持であるが、これでは若者の雇用が促されない。逆に若者の雇用を行うことを条件設定できないか。
  - ・公庫のハードルが高く感じる。零細企業は資料を揃えるだけでも大変。
  - ・融資審査に時間がかかるため、短縮できないか。
  - ・担保をとらない代わりに連帯保証人が必要、連帯保証人がいないと金利が上がると指摘された。
- (中小企業庁ヒアリング結果より)

○小規模企業にとって、政策金融が利用しやすいものとなっているか。  
○より利用しやすいものとするためにはどのようにすべきか。

## 現行の小規模企業向け資金調達支援策

○小規模企業向けの支援策は、マル経融資、小規模設備資金貸付といった一律の下支え施策のみ。

○いずれも、昭和30～40年代の制度創設以来、大きな制度変更をせず、現在に至っている。

○近年は利用実績も大幅に低下。(➡現代のニーズに適切に対応できているか?)

	制度概要	利用実績
マル経融資 (S48年創設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一律1500万円上限</li> <li>無担保・無保証</li> <li>運転:7年以内、設備:10年以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付実績は10年間で1/2以下 3073億円(H12)→1478億円(H22)</li> <li>利用者の約7割がリピーター</li> </ul>
小規模設備資金貸付 (S31年創設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付事業 4000万円上限</li> <li>※所要資金の1/2以内が上限</li> <li>貸与事業 6000万円上限</li> <li>無利子貸付、7年以内</li> <li>都道府県の中小企業支援センターが運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実績は10年間で1/3以下 479億円(H12)→147億円(H22)</li> <li>25の都道府県で貸付又は貸与のいずれかを休止</li> </ul>

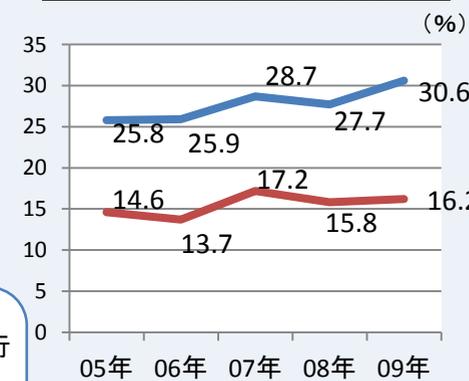
・新事業展開等を行う意欲的な企業  
・地域密着生業型企業等

➡マル経融資:企業の形態・指向に応じ、改善すべき点はあるか。  
➡小規模設備資金貸付:今後も引き続き、国が全国制度として担うことが適切か。

## 出資等による資金調達

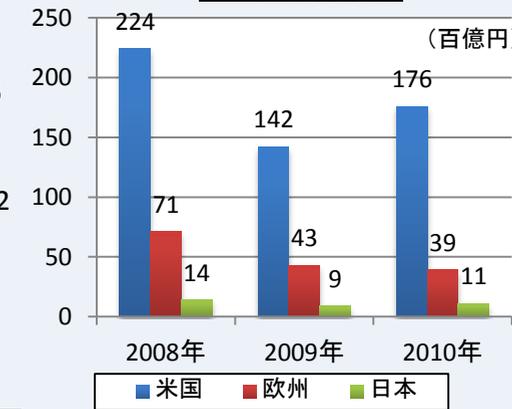
○小規模企業の自己資本比率は低く、ベンチャーキャピタル等による投資額も欧米に比して低調。

中小・小規模企業の自己資本比率



「中小企業実態基本調査」

日米欧におけるベンチャーキャピタル等による年間投資額



「2011年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査結果」  
財団法人ベンチャーエンタープライズセンター  
※日本は年度、米・欧は暦年

中小機構が出資したファンドの投資実績 (億円)



出所:(独)中小企業基盤整備機構  
※ベンチャーファンド、がんばれ!中小企業ファンド、地域中小企業応援ファンドの合計実績

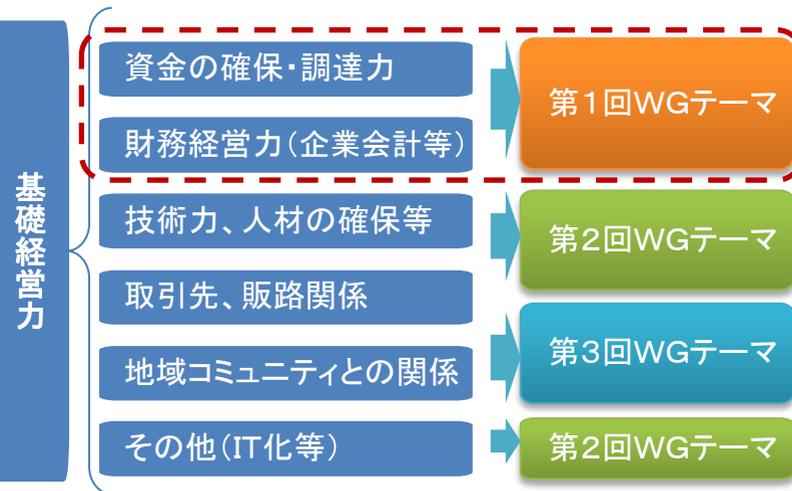
➡事業拡大や海外展開を図る上で、既存の資金調達手段で十分か。小規模企業向けの出資、資本性資金(劣後ローン等)といった手段は有効か。

# 中小・小規模企業の課題の克服【基礎経営力（企業会計ルール等の活用等）】

## 中小・小規模企業の基礎経営力

○「資金の確保・調達力」「財務経営力(企業会計等)」「技術力、人材」といった「基礎経営力」は、いわば企業の“足腰”であり、その強化を図ることが重要。

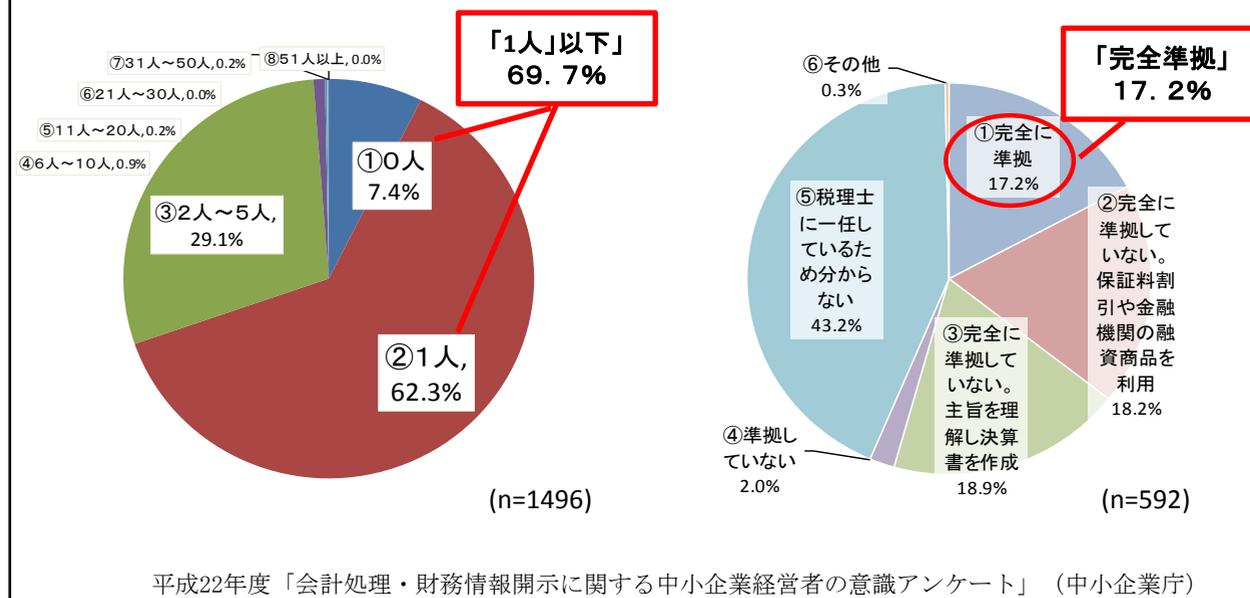
○そのうち、「財務経営力(企業会計等)」やそれを通じた「資金の確保・調達力」は、経営の根幹として特に重要。



## 中小・小規模企業における企業会計の実態

○現行の中小企業会計(中小指針)に完全準拠している中小企業はわずか2割未満。  
 ○この背景には、中小・小規模企業の少ない経理人員や税法上の会計処理が中心な中小・小規模企業の実態がある。

【中小企業の経理財務担当人員(代表者以外)】 【「中小企業の会計」準拠の計算書類の作成状況】



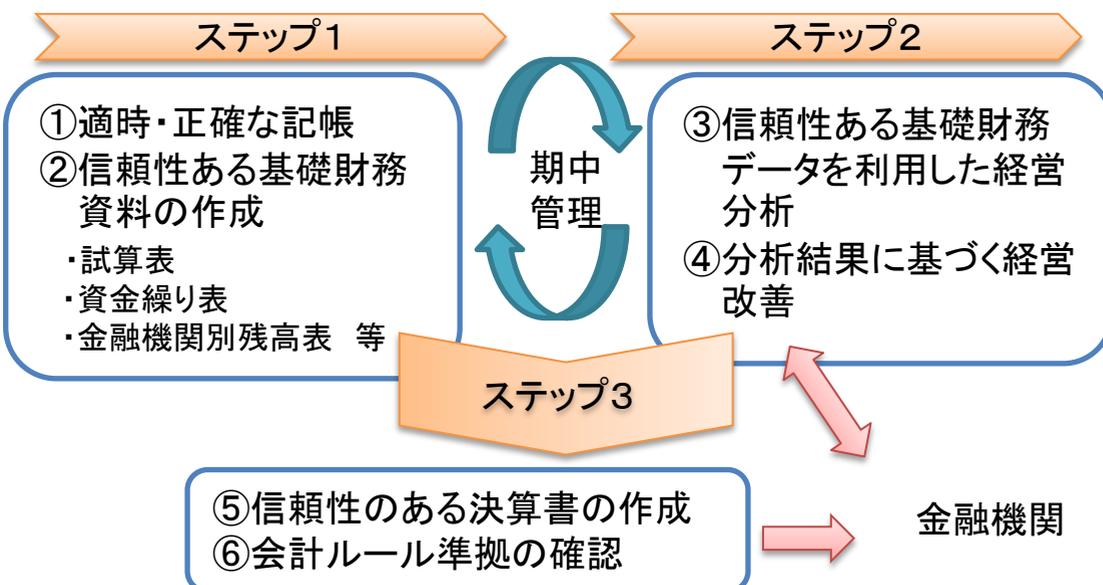
## 中小会計要領の今後の普及策

- 【広報・普及】
  - ・会計啓発・普及セミナーの全国各地での開催(400回、2万人受講目標)
- 【導入インセンティブ】
  - ・中小ものづくり高度化法(サポイン法)等による認定にあたり、中小会計要領準拠の決算書提出を奨励
  - ・新事業活動促進支援補助金等の公募での中小会計要領準拠決算書提出の評価
  - ・信用保証協会による中小企業会計割引制度の見直し検討
  - ・日本政策金融公庫による期中での会計活用への優遇融資制度(基準金利▲0.4%)創設
- 【金融行政での活用】
  - ・金融検査マニュアル・監督指針に、金融機関が顧客企業に対して助言するにあたり中小会計要領等の活用も有効と記載

## 新たな中小企業会計ルール(中小会計要領)の活用

○このような中小・小規模企業の実態を踏まえ、平成24年2月に「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」を策定。  
 ○中小会計要領の活用を通じた、中小・小規模企業の財務経営力、資金調達力の向上が期待される。

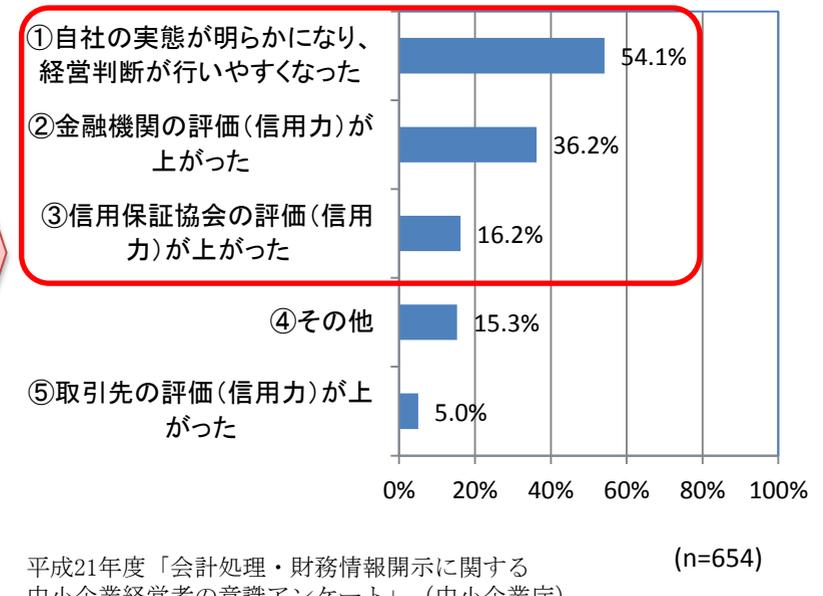
### 企業会計の活用を通じた財務経営力・資金調達力の向上



### 克服すべき課題

- 【中小・小規模企業の課題】
- ・企業会計活用の重要性への理解をどう深めるか。
  - ・日々の正確な記帳習慣をどのように定着させるか。
  - ・信頼性のある財務資料、決算書の作成をどのように行うか。
  - ・期中管理を通じた経営改善をどのように行うか。
- 【税理士・会計士、経営支援機関の課題】
- ・企業会計の活用を通じた基礎経営力の強化を目指す中小・小規模企業をどう支援していくか。

### 企業会計活用の効果



# 中小・小規模企業の課題の克服【経営指導・経営支援のあり方】

## 小規模企業の経営支援ニーズの複雑化・高度化

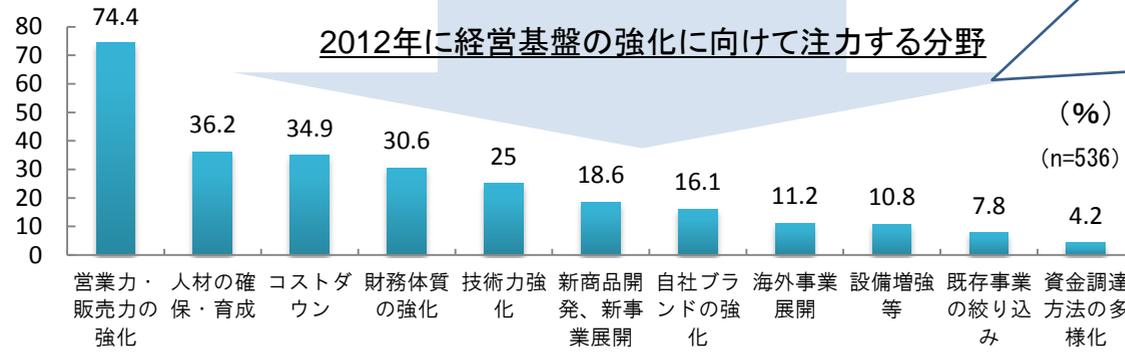
○内外環境の著しい変化に伴い、経営支援ニーズも複雑化・高度化。

人口減少・少子高齢化  
国内需要の減少

・新興国との競争激化  
・新興国の市場拡大

日本の大企業の海外進出の進展  
国内取引構造の変質

### 2012年に経営基盤の強化に向けて注力する分野

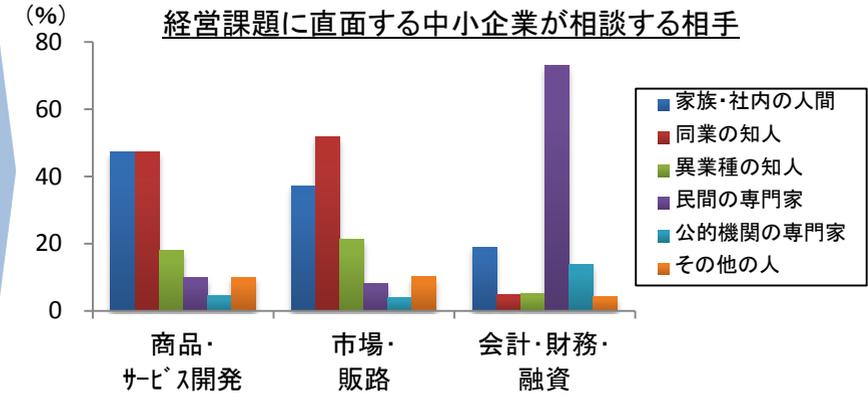


資料: (株)日本政策金融公庫「2012年の中小企業の景況見通し」(2011年12月)

### 中小・小規模企業からの声 ※中小企業庁のヒアリングによる

- 中国への展開は、契約一つにしてもリスクが大きい。何らかのトラブルで契約解除になり、技術・ノウハウを取られてしまう。
- 少子化・内需減少により、部品等の注文数の減少は必至。生き残るためには、更なる合理化、高付加価値に取り組みなければならない。
- 東南アジア圏における金型の技術力の急速な向上が脅威。今後、そうしたライバルとどのように競争していけばよいのか、戦略を練る必要がある。
- これまでは、親企業にOEMで卸していたが、親企業が取引を縮小・停止。今後は、自社ブランドとして売り出す必要があるが、どうしたらよいか。
- 近年、一般ユーザーの目が、より安全面、環境面を重視するなど厳しくなり、丁寧な説明も求められる。ユーザーを満足させる品質を維持するのが大変である。

○複雑化・高度化する経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できる経営支援体制の構築が重要。

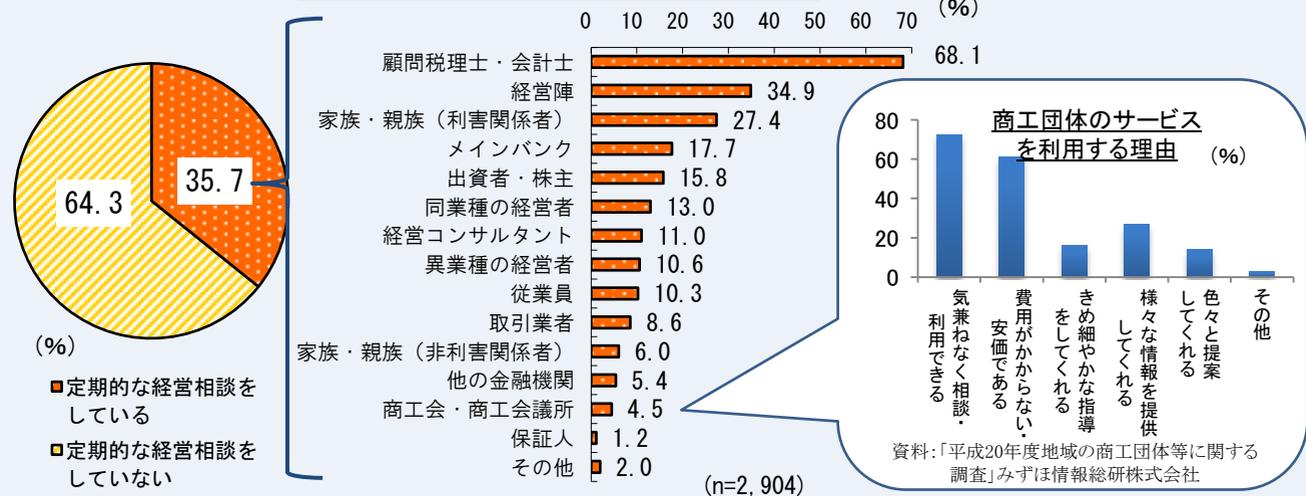


※公的機関の専門家には、商工会・商工会議所を含む。資料: 中小企業白書2008

## ① 商工会・商工会議所、税理士等の士業による相談対応

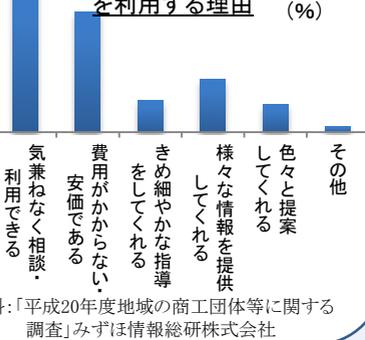
○税理士等の士業による税務・財務相談に加え、これまで小規模企業の経営支援を担ってきた商工会・商工会議所は、複雑化・高度化している小規模企業の相談に対して、十分な対応ができていますか。

### 中小・小規模企業経営者の経営相談の状況



資料: 中小企業庁委託「中小企業の経営者の事業判断に関する実態調査」(2011年12月) (株)野村総合研究所

### 商工団体のサービスを利用する理由



資料: 「平成20年度地域の商工団体等に関する調査」みずほ情報総研株式会社

## 中小企業経営力強化支援法案

○経営支援の担い手の多様化・活性化等を通じた支援機能を強化するための法案を今国会に提出。→ 小規模企業への経営支援体制の充実に向けた第一歩

## ② 金融機関による経営支援

○金融庁は、平成23年5月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(金融庁)の一部を改正し、リレーションシップ・バンキングを促進。

→ 上記の法案等を通じ、金融機関による経営支援をより進めるべきではないか。

## ③ 中小企業診断士による経営支援

○昭和23年に制度が創設された中小企業診断士は、時代の変化に対応した小規模企業にとって利用しやすいものとなっているか。

### 中小企業診断士登録者(18,063人)の所属先内訳 (平成23年6月1日現在※休止者数を除く) (単位:人)



昭和23年に制度を創設  
→ 複雑化・高度化する経営支援ニーズに対して、適確な対応ができていますか

診断士の所属先は様々であり、専門分野も多様  
→ 小規模企業が自らのニーズに合った相手を容易に選ぶことは可能となっているか

診断士は5年毎の更新により資格保有が可能  
→ その間に30日以上業務等を行うことで更新が可能

## ④ 商工会等及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(H5公布)

○商工会議所及び商工会等による小規模企業の支援事業を支援。

① 経営改善普及事業  
商工会等による経営指導等を支援

② 基盤施設事業  
商工会等による共同施設整備を支援  
→ 施行後約20年間で50件の実績

③ 連携事業  
商工会等を通じた研修や展示会等の事業の実施を支援  
→ 施行後約20年間で実績無し

→ 小規模企業のニーズに対応した支援となっているか。

※例えば、小規模企業を直接の支援対象とすることは有効か。